

～市民税・県民税申告書(分離課税等用)について～

確定申告書の提出が不要な人で分離課税の所得等がある人は、当該申告書に必要事項を記入いただき、「**市民税・県民税申告書**」と一緒に提出してください。以下では、分離申告書の一般的な事項について説明しています。

●短期・長期譲渡所得に関する事項

短期譲渡…譲渡した年の1月1日時点で所有期間が5年以下のもの

- ・一般分…下の「軽減分」に該当しない所得
- ・軽減分…国や地方公共団体への譲渡及び収用等による譲渡などの所得

長期譲渡…譲渡した年の1月1日時点で所有期間が5年を超えるもの

- ・一般の譲渡…下の「優良住宅地等に係る譲渡」、「居住用財産の譲渡」に該当しない所得
- ・優良住宅地等に係る譲渡…優良住宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の所得
- ・居住用財産の譲渡…自分が居住している家屋や敷地を譲渡した場合の所得

必要経費…①取得費:取得価格(減価償却費相当額 ※建物等)、設備費、改良費

※取得費が不明な場合は、収入金額の5%(概算取得費)とすることができます。

②譲渡費用:譲渡のために直接要した費用(登記、仲介手数料等)

収用等により資産を譲渡した場合の特別控除の特例

- ・公共事業の施行者から買取等の申し出を最初に受けた者が譲渡した場合など一定の要件を満たす場合に5,000万円の特別控除が適用されます。(租税特別措置法第33条の4(措法33の4))

添付書類:公共事業用資産の買取り等証明書、収用証明書等の原本が必要

●株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

- ・一般株式等の譲渡…上場株式等以外の株式等を譲渡したことによる所得
- ・上場株式等の譲渡…上場株式等や特定公社債等を譲渡したことによる所得
- ・先物取引…商品先物取引や金融商品先物取引等の差金等決済に係る所得

●特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

- ・給与所得のうち、通勤費、転居費、研修費等の特定支出がある人は、記入してください。

(特定支出の控除を受けるためには、その支出が特定支出に該当することについて、給与支払者等の証明を受けた「特定支出に関する証明書」の提出が必要です。)

●山林所得・退職所得に関する事項

- ・山林所得…山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによって生ずる所得をいいます。ただし、山林を取得してから5年以内に譲渡した場合は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合は雑所得になります。

- ・退職所得※…退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金などをいいます。(死亡により受ける退職手当等は相続税の対象となるため該当しません。)

※所得税が源泉徴収されない対象のみ申告が必要です。